

## IOSCO による暗号資産取引プラットフォームに関する論点、リスク及び規制に係る 重要な考慮事項の公表について

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、暗号資産取引プラットフォーム (Crypto-asset Trading Platform(CTP)) に関する論点とリスクを説明し、これらの論点に対処する規制当局を支援するための重要な考慮事項を記載した[最終報告書](#)を公表した。

暗号資産の発展は、世界中の規制当局にとって重要な関心分野であり、[IOSCO 作業プログラム](#)において 2020 年の IOSCO 代表理事会における継続的優先課題とされた。本日公表された「暗号資産取引プラットフォームに関する論点、リスク及び規制に係る考慮事項」と題する報告書は、CTP に関して IOSCO が特定した論点を説明した上で、規制枠組みの中で CTP の評価を行う規制当局の支援を目的とする重要な考慮事項を示している。

重要な考慮事項は、以下の事項に関連する：

- ・ CTP へのアクセス
- ・ 顧客資産の保護 (カストディアレンジを含む)
- ・ 利益相反の特定と管理
- ・ CTP 業務の透明性
- ・ 市場の公正性 (CTP の取引ルール並びに当該ルールのモニタリング及びエンフォースメントを含む)
- ・ 価格発見メカニズム
- ・ テクノロジー (弾力性及びサイバーセキュリティを含む)

CTP の規制に関する論点の多くは、伝統的な証券取引所と共通ではあるが、CTP のビジネスモデルによっては、問題が増幅される可能性がある。規制当局が、暗号資産が証券に該当し、当該当局の所掌内にあると判断した場合、証券規制の基本原則や目的を適用すべきである。したがって、本報告書は、特定された論点とリスクを検討する規制当局にとって、IOSCO 原則とメソドロジーが有用な指針であるとしている。

IOSCO は、本報告書で特定された論点、リスク及び重要な考慮事項が、今後も重要かつ適切であることを確保するために、暗号資産市場の発展を注視し続ける。IOSCO は、本報告書に係る市中協議文書を、2019 年 6 月の G20 大阪サミットに提出した。G20 は、「金融安定理事会 (FSB) と他の基準設定主体による進行中の作業を歓迎するとともに、追加的な多国間での、必要に応じた対応にかかる助言を求める」との最終コミュニケを公表した。

IOSCO は本報告書を作成するために、IOSCO メンバー法域が適用又は検討している CTP の規制アプローチに関するサーベイを行い、これに基づき市中協議文書を公表した。本報告書は、市中協議文書に対するコメントを考慮したものであり、サーベイ結果の要約が含まれている。